

米軍大型車両の小学校通学路への進入に対する意見書

平成29年4月19日午前7時20分頃、米海兵隊所属の大型車両が嘉手納小学校正門前の町道に誤って進入した。同校校長及び教頭が英語のシートを見せ迂回を指示し、学校敷地内に入ることなく戻っていった。

米軍大型車両の同校校門前道路への進入は過去にも幾度か発生しており、平成25年9月14日には、同じ米海兵隊所属の大型バスが嘉手納小学校敷地内に無断で侵入し、敷地内で方向転換する際に水道蛇口及び花壇に損害を与えたまま立ち去る事件を起こした。また平成27年6月17日、同じく米海兵隊所属の大型バスが進入し、同小学校敷地の一部を使用し旋回しようとしたがうまくいかず立ち往生した。

さらに平成27年7月1日に大型トラックと小型コンテナ牽引車両の計2台が進入、同年7月31日には米海兵隊所属の大型車両2台が進入するなど米軍大型車両が町道へ相次いで侵入し、地域住民は不安を覚えている。

我々議会としても、同校校門前道路への進入の都度、再発防止策の徹底を求める抗議をするとともに、町としても米軍側の意見も取り入れ読みやすいような英語表記の立て看板の設置をするなど工夫を重ねてきたにも拘わらず、またしても同様の事件が発生した。

この事件を受け、再発防止策として「トリステーションまでのルート図」が示され、兵士への交通指導を徹底するとの回答があったが、再び米軍大型車両がスクールゾーンまで進入したことは、米軍の指揮命令系の不徹底であり職務怠慢と言わざるを得ない。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍大型車両の小学校通学路への進入に厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 米軍大型車両の町道水釜・大木線への通行禁止を徹底すること。
- 2 米軍車両の通学路及び生活道路への進入禁止と再発防止の徹底を図ること。
- 3 米軍車両運転手への道路交通法の学習及び遵守を徹底させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年4月26日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

米軍大型車両の小学校通学路への進入に対する抗議決議

平成29年4月19日午前7時20分頃、米海兵隊所属の大型車両が嘉手納小学校正門前の町道に誤って進入した。同校校長及び教頭が英語のシートを見せ迂回を指示し、学校敷地内に入ることなく戻っていった。

米軍大型車両の同校校門前道路への進入は過去にも幾度か発生しており、平成25年9月14日には、同じ米海兵隊所属の大型バスが嘉手納小学校敷地内に無断で侵入し、敷地内で方向転換する際に水道蛇口及び花壇に損害を与えたまま立ち去る事件を起こした。また平成27年6月17日、同じく米海兵隊所属の大型バスが進入し、同小学校敷地の一部を使用し旋回しようとしたがうまくいかず立ち往生した。

さらに平成27年7月1日に大型トラックと小型コンテナ牽引車両の計2台が進入、同年7月31日には米海兵隊所属の大型車両2台が進入するなど米軍大型車両が町道へ相次いで侵入し、地域住民は不安を覚えている。

我々議会としても、同校校門前道路への進入の都度、再発防止策の徹底を求める抗議をするとともに、町としても米軍側の意見も取り入れ読みやすいような英語表記の立て看板の設置をするなど工夫を重ねてきたにも拘わらず、またしても同様の事件が発生した。

この事件を受け、再発防止策として「トリステーションまでのルート図」が示され、兵士への交通指導を徹底するとの回答があったが、再び米軍大型車両がスクールゾーンまで進入したことは、米軍の指揮命令系の不徹底であり職務怠慢と言わざるを得ない。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍大型車両の小学校通学路への進入に厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 米軍大型車両の町道水釜・大木線への通行禁止を徹底すること。
- 2 米軍車両の通学路及び生活道路への進入禁止と再発防止の徹底を図ること。
- 3 米軍車両運転手への道路交通法の学習及び遵守を徹底させること。

以上、決議する。

平成29年4月26日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
第三海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事 沖縄県議会議長